

# くらしの法律救急箱

## 第9回 交通事故のギモン

**Q1** 交通事故に関するトラブルにはどのようなものがありますか。

**A1** 双方の過失の有無や過失の割合でもめたり、損害賠償の額について合意ができないというトラブルが多いです。さらに、加害者が分からない「ひき逃げ」事案や無保険の場合など、加害者から損害賠償が全く受けられないような深刻なケースもあります。

**Q2** 過失割合に関するトラブルとはどのようなものですか。

**A2** 交通事故が発生した場合、双方に不注意が認められることも少なくありません。仮に、事故当事者の一方のみに被害が発生していたとしても、双方に不注意がある場合に、被害が生じていない側（加害者）がすべての責任を負うとするのは、公平ではありません。そ

こで、損害の公平な分担を図るため、加害者は、被害者側の責任（過失）割合相当額を損害額より差し引いて賠償することとされます。これを「過失相殺」といいます。

民法は過失相殺という考え方を認めています。具体的な割合は定めていません。したがって、ケースバイケースで過失の割合が検討されます。交通事故の場合、責任（過失）の割合は、それぞれに要求される注意義務をどれだけ遵守していたか、又は、怠っていたかにより判断されます。道路交通法に定められている優先関係、その他の交通規則（速度制限や横断禁止等）がまず考慮され、さらに運転慣行や事故の具体的な状況なども総合的に考慮されて、妥当な割合が決定されます。

**Q3** 交通事故によりケガをしました。どのような内容の損害賠償をしてもらえますか。

**A3** まず、入院費・治療費・通院のための交通費など、実費部分が賠償の対象となります。また、事故のため休業したことにより給料が支払われなかった場合は、休業補償もなされます。さらに、入院や通院を余儀な



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。

2006年、小島法律事務所開設。

くされたことに対する慰謝料、後遺障害が生じている場合は、これによって労働能力を失われたことに対する慰謝料も支払われます。

**Q4**

事故の加害者の損害保険が使えない場合、被害者への救済措置はありますか。

**A4**

ひき逃げ事故については、加害者が分からず、損害賠償の請求すらできません。また、盗難車両のため無保険であったり、自賠責保険の期限切れ (原動機付自転車の場合など) によって、保険金の支払が受けられないこともあります。このような場合の被害者に対して、自動車損害賠償保障法に基づき、政府が損害を補填する制度があります (政府保障事業)。

政府保障事業による損害額の積算方法は自賠責保険と同じですが、最終的な救済措置であるため、健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付や本来の損害賠償責任者の支払を受けた後にも、なお被害者に損害が残る場合に、法定限度額の範囲内で支払われます。被害者が人身傷害補償保険に加入していることにより支払われた保険金についても、被害者の損害額から控除されますので、二重の支払は受けられません。また、

被害者に100%の過失がある場合は、支払われません。

なお、政府が被害者に損害の補填をした時は、その支払った金額を限度として、政府が被害者に代わって、本来の損害賠償責任者に求償することになります。

**Q5**

物損事故で損害額がそれほど大きくないのに、被害者と加害者の間で示談ができません。解決の方法としてどのような手続がありますか。

**A5**

少額訴訟という手続があります。少額訴訟は、1回の期日で審理を終えて判決することを原則とする特別な訴訟手続であり、簡易裁判所に申し立てるのですが、裁判手続が初めての方でも対応できるように配慮されています。交通事故のうち、物損事故や、自転車と歩行者との接触事故などの損害賠償のトラブルに活用されています。

一般の訴訟と異なるのは、①対象となる紛争が60万円以下の金銭の支払を求める場合に限られること、②分割払い、支払猶予、遅延損害金免除の判決がされることがあること、③控訴はできず、不服の申立てが異議の申立てに限られること、です。